

February 17, 2020

Legal Update

2020改正、韓国税法の主な内容(所得税分野)

1. 役員の退職所得の限度縮小(所得税法第22条第3項)

役員の退職金のうち一定の限度を超える部分は勤労所得として課税されているところ、従前には、以下の算式によってその限度計算を行っていました。

「退職した日から遡及して3年間支払われた総給与の年平均換算額×1/10×2012年以後の勤続年数×支払倍数(3)」

ところが、改正された所得税法第22条第3項は、2020年1月1日以後の積立分に該当する役員の退職所得に対しては、支払倍数を二倍に下方修正し、役員の退職所得限度を縮小しました。これにより、2020年1月1日から役員の退職金関連の税負担が増加するものと予想されます。

2. 不動産過多保有法人の不動産等比率の計算方式の改正 (所得税法第94条、同法施行令改定案第158条第7項)

不動産を過剰に保有している法人(以下「不動産過多保有法人」という。)に該当するか否かについて判断するための不動産等比率は、法人の資産総額のうち、①土地、建物、不動産に関する権利、および②法人が有している他の法人(子会社等)の株式価額に、その他の法人の不動産等の保有比率を乗じて算出した価額の合計額が占める割合に基づいて計算します。

従前には、上記②の計算において「他の法人の不動産等の保有比率」は、他の法人の資産総額のうち土地、建物、不動産に関する権利の合計額が占める割合により算定していたものの、立法予告がなされた所得税法施行令改定案第158条第7項によると、2020年7月1日以後から譲渡する分より他の法人の不動産等の保有比率を計算する際、他の法人が経営・支配する関係にある特殊関係法人(孫会社等)が発行した株式価額に、当該経営支配関係にある法人の不動産等の保有比率を乗じて算出した価額を含めて計算するものに計算方式が改正される予定です。

このように不動産過多保有法人の判断基準として、孫会社が有している不動産についても考慮対象としたことにより、不動産過多保有法人に対する課税が強化されるものと思われ、相続税および贈与税法に基づく補足的評価方法の適用(例えば、一般法人の場合には、純損益価値と総資産価値を3と2の割合で加重平均するものの、不動産過多保有法人の場合には、2と3の割合で加重平均する。)にも影響を与えるものと予想されます。

3. 換算取得価額加算税の対象拡大および鑑定価額加算税の新設 (所得税法第114条の2第1項)

建物の取得当時の実地取引価額が確認できない場合において、納税者が、譲渡所得税の負担を回避するために、換算価額を取得価額として認める規定を悪用することを防止するために、2018年から所得税法第114条の2に、居住者が建物を「新築」し、その新築した建物の取得日から5年以内に該当の建物を譲渡する場合であって、実地取引価額ではない換算価額をその取得価格とする場合には、該当の建物分換算価格の100分の5に該当する加算税を賦課(譲渡所得税算出税額がない場合にも適用)する規定を取り入れました。

その後、2019年改正された所得税法第114条の2は、① 上記のような新築に加えて、床面積の合計が85平方メートルを超えて「増築」する場合、および、② 上記のような換算価額に加えて「鑑定価額」を取得価額として使用する場合を加算税賦課対象に追加しました。

これと関連し、従前の所得税法が換算取得価額加算税規定を2018年1月1日以後に発生する譲渡所得より適用するようにしながらも、立法前に既に新築されたものの、5年が経過していない建物も課税対象にしたことに対して違憲的な遡及立法であるという批判があったところ、今回の改正により論難が大きくなる可能性が高まりました。さらに、取得価額の5%という高い加算税を賦課することが比例の原則に反するものではないかどうか、および換算取得価額加算税規定の新設の以前に新築されたものの、該当時点に5年が経過していない建物の場合、国税基本法に基づく正当な事由が認められて換算取得価額加算税規定が適用されないものとして見るべきではないかにつき、引き続き問題が提起される可能性が高いものと予想されます。

4. 国内株式と海外株式譲渡所得における損益通算の認定(所得税法第94条第1項第3号ダ目、第104条第1項第12号等)

従前には、国内株式と海外株式を区分して各々譲渡損益を計算し、相互間における損益通算を許容していなかったものの、譲渡所得基本控除(250万ウォン)については、国内株式と海外株式の各々について適用されました。

ところが、改正された所得税法第94条第1項第3号のダ目等は、2020年1月1日以降の株式譲渡を行う分より国内株式と海外株式の譲渡損益の通算を許容する一方、譲渡所得基本控除(250万ウォン)は、国内株式と海外株式の譲渡損益を合算した後、一度だけ適用されるシステムへと変更されました。

これにより、国内株式と海外株式のいずれか一方で譲渡差損が発生し、残りの一方で譲渡差益が発生したにもかかわらず、譲渡差益から譲渡差損を控除できずに税負担が高まってしまうという不合理な結果を解消することができるようになりました。

5. 分離課税所得の更正請求権の拡大(国税基本法第45条の2第4項)

これまでは分離課税所得のみの者については、更正請求が認められなかったため、源泉徴収税額が過誤納となっている場合には、源泉徴収義務者が大韓民国を相手に不当利得返還請求をせざるを得ませんでした。

改正国税基本法第45条の2第4項は、分離課税利子所得、分離課税配当所得、分離課税年金所得および分離課税雑所得についても、源泉徴収義務者および源泉徴収対象者の更正請求を許容しました。

これにより、分離課税所得に関して過誤納となっている税額の返還を請求する場合における権利救済手段として更正請求が新たに認められ、源泉徴収義務者だけでなく、源泉納税義務者も更正請求を行えるものとなり、更正請求に対する課税官庁の拒否処分は行政訴訟の対象となりました。

6. その他の主な改正内容

イ. 中小企業における接待費の必要経費算入の拡大(所得税法第35条第3項)

中小企業における接待費の必要経費算入の基本限度は2,400万ウォンから3,600万ウォンへと上方修正され、収入金額別の限度金額を算出する際、収入金額に適用する適用率を収入金額が100億ウォン以下の場合、10000分の20から10000分の30へと上方修正する。

ロ. 勤労所得控除額の限度設定(所得税法第47条第1項但書)

勤労所得金額を計算する際、総給与額から差し引く勤労所得控除額が2,000万ウォンを超えてはならないものとする。

ハ. 寄付金領収証における不実記載の加算税(所得税法第81条の7第1項第1号)

寄付金領収証を発給する居住者または非居住者が寄付金領収証を事実とは異なって記載し発給した場合についての加算税率を100分の2から100分の5へと引き上げる。

二. 計算書合計表等の関連義務負担者の範囲拡大(所得税法第81条の10)

計算書および計算書・税金計算書合計表の関連義務受範者および加算税賦課の対象を、複式簿記義務者から「小規模事業者を除く事業者」へと拡大し、財貨またはサービスの取引をせずに計算書を発給したり、発給された非事業者を加算税賦課の対象に追加する(各々2021年1月1日以降分より適用する)。

ホ. 年金に対する税制支援の拡大(所得税法第129条第1項第5号の3、租税特例制限法第86条の4)

年金の実際の受領年齢と連携する年金所得の税負担の緩和を通じて、長期間に亘る退職年金の受領を誘導するために、10年以上年金を受領する場合に適用される源泉徴収税率を100分の70から100分の60へと引き下げる(所得税法第129条第1項第5号の3)

老後に備える必要性が高い50歳以上の居住者における年金口座払込額について税額控除の限度を200万ウォン追加する(租税特例制限法第86条の4)

ヘ. ベンチャー企業における株式買取選択権行使利益の非課税特例の拡大(租税特例制限法第16条の2第1項)

ベンチャー企業の優秀な人材確保の促進に向けてベンチャー企業の株式買取選択権の行使利益の非課税特例をベンチャー企業の役員または従業員が、コネックス上場ベンチャー企業から与えられた株式買取選択権の行使利益についても適用し、非課税の限度額を2,000万ウォンから3,000万ウォンへと上方修正するとともに、適用期限は2021年12月31日まで1年延長する。

上記の内容につき、ご質問等がございましたら、下記の連絡先までご連絡ください。より詳細な内容について対応させていただきます。

Contacts

[日本チーム]

☎ +82-2-316-4114

✉ jpg@shinkim.com

[租税一般諮問]



金賢鎭
(パートナー)

☎ 02-316-4246

✉ hjikim@shinkim.com



李玟炫
(パートナー)

☎ 02-316-1639

✉ mhylee@shinkim.com



李南周
(公認会計士)

☎ 02-316-4675

✉ njlee@shinkim.com



朴起範
(所属弁護士)

☎ 02-316-4251

✉ gbpark@shinkim.com

SHIN & KIM 法務法人(有)世宗

The content and opinions expressed within Shin & Kim LLC's newsletter are provided for general informational purposes only and should not be considered as rendering of legal advice for any specific matter.

Seoul · Pangyo · Beijing · Shanghai · Ho Chi Minh City · Hanoi · Jakarta
